

○三条市立図書館条例

令和2年6月30日
条例第16号

三条市立図書館条例(平成17年三条市条例第178号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市民の豊かな知性及び感性を育む多彩な学習活動の活発化を図り、もって市民の教育及び文化の発展並びにまちなかにぎわい創出に寄与するため、三条市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三条市立図書館	三条市元町11番6号

(施設)

第3条 図書館の施設は、次のとおりとする。

- (1) 貸出閲覧室
- (2) 学習室
- (3) 学習ホール
- (4) 会議室
- (5) 鍛冶ミュージアム
- (6) まちなか交流広場

(事業)

第4条 図書館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)に基づく図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の貸出し、返却及び閲覧並びに図書館資料を利用した調査研究に関すること。
- (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)に基づく鍛冶職人のよりどころとなる資料の収集、保存、展示及び調査研究並びに三条鍛冶の情報発信に関すること。
- (3) 日常における外出の機会の創出及び誰もが気軽に立ち寄ることができる場の提供による市民の健幸づくりの推進に関すること。

(図書館の分館及び分室の設置)

第5条 図書館に分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三条市立図書館栄分館	三条市新堀1311番地
三条市立図書館下田分館	三条市荻堀1144番地1

2 図書館に分室を置くことができる。この場合において、当該分室の名称及び位置は、規則で定める。

(職員)

第6条 図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

(図書館協議会の設置)

第7条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に三条市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 公募により選任された者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指定管理者による管理)

第8条 図書館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業に関する業務
- (2) 図書館の使用の許可に関する業務
- (3) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間)

第10条 図書館の開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認め市長の承認を得たときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 図書館(まちなか交流広場の屋内広場及び分室を除く。)の休館日は、次のとおりとする。

(1) 第3月曜日

(2) 1月から11月までの月の末日(その日が、土曜日に当たるときはその直前の休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)以外の日とし、日曜日又は月曜日に当たるときはその直前の金曜日とする。)

(3) 12月28日から翌年1月3日まで

(4) 特別整理期間(指定管理者が市長の承認を得て定める期間)

2 まちなか交流広場の屋内広場及び分室の休館日は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認め市長の承認を得たときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用の許可)

第12条 別表第2に掲げる施設(以下「貸施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも、同様とする。

2 指定管理者は、管理上特に必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸施設の使用を許可しない。

(1) 図書館を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は風紀を乱し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(3) その他管理運営上支障があると認めたとき。

(利用料金)

第14条 第12条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。

3 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第16条 指定管理者が既に收受した利用料金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなったとき。

(2) 使用者が使用の取消しの申出をした場合で、指定管理者が正当な事由があると認めたとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第17条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第18条 使用者は、貸施設の使用に当たって、特別の設備を設け、又は既存の設備を変更することができない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の許可を受けた場合に要する費用は、当該使用者の負担とする。

(使用許可の取消し等)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を中止させることができる。

(1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害があつても、指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第20条 使用者は、貸施設の使用を終了したとき、又は使用を中止したとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害の賠償)

第21条 故意又は過失により建物若しくは設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(利用の制限)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、入館を禁じ、図書館資料の利用を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の者に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 図書館の施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、指定管理者が図書館の管理上支障があると認める者
(市による管理)

第23条 三条市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年三条市条例第9号)第9条の規定により市長が図書館の管理の業務を行う場合にあっては、第10条から第16条まで(第14条第2項を除く。)、第18条、第19条及び第22条の規定を準用する。この場合において、第10条ただし書中「指定管理者が必要と認め市長の承認を得た」とあるのは「市長が必要と認めた」と、第11条第1項第4号中「指定管理者が市長の承認を得て定める」とあるのは「市長が指定する」と、同条第3項中「指定管理者が必要と認め市長の承認を得た」とあるのは「市長が必要と認めた」と、第12条及び第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第4項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者は、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用料金」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料」と、第16条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条各号列記以外の部分中「指定管理者が既に收受した利用料金」とあるのは「既納の使用料」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第18条第1項ただし書、第19条及び第22条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(令和4年規則第2号で令和4年7月24日から施行)

(三条市まちなか交流広場条例の廃止)

2 三条市まちなか交流広場条例(平成27年三条市条例第2号)は、廃止する。

別表第1(第10条関係)

区分	開館時間
図書館(まちなか交流広場の屋内広場、分館及び分室を除く。)	午前9時30分から午後10時まで
まちなか交流広場の屋内広場	三条市露店市場管理条例(平成17年三条市条例第134号)別表に規定する中央市場(以下この表において「中央市場」という。)の開設日
	午前7時から午後10時まで
分館	中央市場の開設日以外の日
	午前9時30分から午後10時まで
分室	月曜日から金曜日まで
	午前9時30分から午後7時まで。ただし、その日が休日に当たるときは、午前9時30分から午後5時までとする。
日曜日及び土曜日	午前9時30分から午後5時まで
分室	規則で定める時間

別表第2(第12条及び第14条関係)

1 学習室、学習ホール及び会議室

区分	1時間当たりの利用料金
学習室1	700円
学習室2	700円
学習ホール	2,000円
会議室1	400円
会議室2	200円
会議室3	200円

備考

1 使用時間数に1時間に満たない端数時間があるときは、1時間とみなしてこの表を適用する。

2 営利又は営業を目的とする使用については、この表の金額の3倍の額の利用料金を徴収する。

2 まちなか交流広場(営利又は営業を目的とする使用に限る。)

区分	1時間当たりの利用料金
屋根付広場	1平方メートル当たり 10円
屋外広場	

備考

- 1 1件の利用料金が100円に満たない場合にあっては、これを100円とする。
- 2 使用時間数に1時間に満たない端数時間があるときは、1時間とみなしてこの表を適用する。
- 3 専用して使用する面積が1平方メートル未満であるとき、又はこの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。